

維持管理に関する計画書

つがる市一般廃棄物最終処分場(以下「当該処分場」という。)の維持管理は、民間への委託により行うこととしており、常駐職員を配置し、以下の内容及び別紙「一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準(維持管理基準)との比較」に基づき行う。

1. 廃棄物搬入管理

当該処分場への搬入廃棄物のうち、可燃ごみの焼却残渣は西北五環境整備事務組合ごみ処理施設より搬入される。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、委託収集及び、許可業者、住民・事業者等の直接搬入により搬入される。

搬入される廃棄物は、トラックスケールにより計量後、埋立地へ搬入されるが、内容物については、計量時及び荷下ろし時に目視により、不適切な廃棄物が含まれないか確認を行う。

埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。

埋め立てられた廃棄物の種類、数量は、トラックスケール(秤量 25 t)により計測すると共に、付属するデータ処理装置によりデータを集積・記録する。これらデータは定期的にバックアップを行い、データの保全に努める。

2. 埋立管理

当該処分場は被覆型処分場であることから、廃棄物の飛散・流出の危険性はない。

したがって、即日覆土は行わず、締固め時に十分な締固めを行うため頂部のみを覆土する。

埋立廃棄物の重量はトラックスケールにより計量・集計し、容量は1回／年、委託業者からの報告によりその進捗を管理する。

また、法面及び柱部については、土砂等により保護し、遮水シートに直接廃棄物が触れることによる遮水シートの破損を未然に防ぐ。

3. 浸出水の漏水管理

当該処分場は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年總理府・厚生省令第一号 最終改正・平成 29 年 6 月 9 日以下「最終処分基準省令」という。)に基づき、二重の遮水シートにより遮水を行っている。

遮水シートの破損による漏水については、漏水検知システムを設置し、異常が確認された場合には迅速に対応を行う。電気式漏水検知システムにより 1 回／日漏水の有無を確認する。

また、併せて、地下水集排水設備により集水された地下水及び上流側モニタリング井戸

の地下水を最終処分基準省令に基づいてモニタリングを実施し、異常が確認された場合には、その要因等の究明に努め、必要に応じた対策を実施する。

さらに、上下の遮水シート間に集排水管を設置しており、シート間に浸出水または地下水が浸入した場合にはピットにて確認できる構造としているため、定期的に漏水の有無を確認することとする。

法面部については廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂または不織布等により覆う。

4. 浸出水処理施設管理

処理水について、最終処分基準省令に基づいて以下の通りモニタリングを実施し、異常の有無を確認する。

- ・排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。
- ・水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録する。

また、定期的に機器・設備について目視により異常の有無を確認し、異常が確認された場合には必要な対策を講ずる。

放流水の水質が下記の水質及び排水基準に適合することとなるように維持管理する。

- ・BOD 20 mg／l
- ・COD 30 mg／l
- ・S S 10 mg／l
- ・DXN類 10pg-TEQ／l

5. 不法投棄対策

門扉及び埋立区画建屋については、管理職員不在時には施錠を徹底し、不法投棄対策を行う。

6. 火災防止

万一の火災に対する備えとして覆土材を一定量埋立区画内に貯留するとともに、散水設備により散水を行い、場内の著しい乾燥を防止する。

火災発生時には、覆土材により初期消火を実施するとともに、散水設備による散水を行う。

また、屋外消火栓が配置されていることから、屋外消火栓による消火を実施する。

これら火災訓練を1回／年実施する。

7. 害虫防止

埋立区画全体を建築物により覆っており、害虫の発生についての懸念は少ないものの、必要に応じて薬剤散布により対応する。

8. その他設備管理

立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。

その他の設備についても定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

雨水集排水施設の維持管理は、開渠に堆積した土砂を速やかに除去する等適正に行う。

建築物についても、破損が確認された箇所については修復を行う等、適正に維持管理を行う。

委託業者による目視検査は、1回／月実施し、月報による報告を行う。

9. 地下水モニタリング

地下水集排水設備より排出された地下水と、埋立区画上流側に設置されている既存のモニタリング井戸(次頁参照)より採水した地下水の水質検査を以下通り行う。

- ・埋立開始前：地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度
- ・1回／年：地下水等検査項目
- ・1回／月：電気伝導率又は塩化物イオン濃度

電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定・記録する。

地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

